
「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）の 制定について

日証協 平 18. 4. 18

本協会では、4 月 18 日の自主規制会議において、「協会員における注文管理体制の整備について」（理事会決議）を制定した。

本協会では、先般、東京証券取引所において発生した証券会社による誤発注問題を受け、昨年 12 月に、自主規制会議及び証券戦略会議の下部に「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」を設置し、誤発注の未然防止及び発生時の被害を最小限に留める方策について検討を行ってきたところであるが、同ワーキングでの検討を踏まえ、協会員における誤発注を未然に防止するための方策について、理事会決議（自主規制会議決議）として制定するものである。

本規則施行は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のとおりとする。

「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議 (自主規制会議決議)の制定について

平成 18 年 4 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 制定の趣旨

先般、東京証券取引所において発生した証券会社による誤発注問題は、決済条件が変更となるなど極めて異例の事態をもたらし、投資家への混乱を招き、証券市場の信頼性を揺るがす大きな問題となった。

このため、本協会では、誤発注の未然防止及び発生時の被害を最小限に留める方策について検討するため、自主規制会議及び証券戦略会議の下部組織として、会員及び関係機関の実務者を招集し、「株式の注文管理・リスク管理体制の整備に関するワーキング」を設置し、これまでに 8 回の会合を行ってきた。

今般、同ワーキングでの検討のうち、協会員における誤発注を未然に防止するための方策について、本協会の理事会決議（自主規制会議決議）として制定することとする。

II. 理事会決議の骨子

・「協会員における注文管理体制の整備について（理事会決議）」（自主規制会議決議）の制定について

1. 目的（決議 1.）

この理事会決議は、協会員が行う取引所有価証券市場における有価証券の売買等（証券取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

2. 注文管理体制の整備（決議 2.）

協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、注文管理体制を整備するものとする。

（1）社内規則の制定

協会員は、注文管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- ① 買付代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項

- ② 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- ③ 注文の発注制限に関する事項
- ④ 注文の発注制限の解除に関する事項
- ⑤ 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- ⑥ 注文管理体制の検査に関する事項
- ⑦ その他協会員が必要と認める事項

(2) 買付代金又は売付有価証券の事前預託

協会員は、顧客から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。

(3) 注文内容の確認

協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認するものとする。

(4) 注文の発注制限

協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。

- ① 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- ② 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等（(5)に規定する管理者等をいう。）による発注制限解除に係る承認を必要とする制限

(5) 管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認

協会員は、上記(4)②の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（「管理者」という。）を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店ごとに設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者（「管理者等」という。）に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。

3. システム対応（決議3.）

協会員は、上記2.の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行うものとする。

4. 適切な人員配置及び研修について（決議4.）

協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めるものとする。

5. 注文管理体制の充実（決議5.）

協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部

管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

III. 実施の時期

この理事会決議は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

IV. その他

施行日前であっても、本理事会決議に規定する注文管理体制が整備された協会員にあっては、前倒しで対応を行うこと。

以 上

**「協会員における注文管理体制の整備について」
理事会決議（自主規制会議決議）**

1. 目 的

この理事会決議は、協会員が行う取引所有価証券市場における有価証券の売買等（証券取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

2. 注文管理体制の整備

協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、注文管理体制を整備するものとする。

（1）社内規則の制定

協会員は、注文管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- ① 買付代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項
- ② 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- ③ 注文の発注制限に関する事項
- ④ 注文の発注制限の解除に関する事項
- ⑤ 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- ⑥ 注文管理体制の検査に関する事項
- ⑦ その他協会員が必要と認める事項

（2）買付代金又は売付有価証券の事前預託

協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。

（3）注文内容の確認

協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認するものとする。

（4）注文の発注制限

協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。

- ① 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- ② 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等（（5）に規定する管理者等をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

(5) 管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認

協会員は、上記(4)②の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店ごとに設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。

3. システム対応

協会員は、上記2.の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行うものとする。

4. 適切な人員配置及び研修について

協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めるものとする。

5. 注文管理体制の充実

協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

6. 実施の時期

この理事会決議は、平成18年10月1日から施行する。

以 上

**「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）
の制定案に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について**

平成 18 年 4 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）を制定することについて、平成 18 年 3 月 15 日から 4 月 14 日までの間パブリック・コメントの募集を行った。
この間に寄せられた意見（10 件 7 社）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	意 見	考 え 方
1	買付代金又は売付有価証券の事前預託については、各社の自主性及び裁量に任せることにして欲しい。売りは事前預りが当然であるが、買付代金の事前預りを義務付けることについては反対である。 対面営業の良さは、顧客との信頼関係にある。事前預託が強制されると、ネット取引と何ら差別化されず、機械が全てになってしまう。そもそも、誤発注対策は別問題で、発注システムの整備、管理体制の整備、さらに根本的には売買単位を一本化させることで解決することである。事前預託が、強制されたなら、4 日目受渡しそのものが、また信用保証金の 3 日目入金も無意味なものになってしまうのではないか。	現状、既に、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）第 15 条において、新規顧客及び大口顧客等からの注文の受託に際しては、事前預託を求めています。また、顧客が持込み株券の売却を行う場合には、「偽造株券等の早期発見及び未然防止の対応に関する指針」に基づき、直ちに売却を行うことなく、証券保管振替機構への早期預託を行うこととしております。 今般、改めて事前預託に努めることとする旨の規定を入れたのは、対面取引、非対面取引に関わらず、個人投資家を中心としたリテール取引については、顧客の資力等を大幅に上回るような実体のない注文が発注されないようにするとともに、注文の大きさを一定の範囲に限定することで誤発注を未然に防止し、万が一誤発注が発生したときの被害の拡大を防止することを目的としています。 つきましては、本規定の趣旨を十分にご理解の上、事前預託に努めていただきますようお願いいたします。 なお、ご指摘の売買単位の統一が図られることにより誤発注を抑止することができるという点については、ワーキングでも意見があり、売買単位については、証券取引所の規則により定められていることか

項番	意 見	考 え 方
		ら、ワーキングとしては、議決権など商法上の単元株制度との関係や、発行会社等産業界全体のコスト等の問題について、実施の時期なども含め、すべての証券取引所が共通の問題意識の下に、協調して十分議論することを要請いたしております。
2	理事会決議2.(2)に「協会員は、顧客（機関投資家等を除く）から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。」とあるが、この規定を削除、或いは、「原則として」を「必要に応じて」と変更していただきたい。 その理由としては、 ①買付代金等の事前預託が理事会決議の趣旨である「誤発注」防止に効果的とは思われない。注文受託時に注文内容の確認を十分行えば、受注段階に起因する誤発注は防止できる。 ②本規定を原則適用することは、現行の約定・受渡しの条件（T＋3）を無視するものであり、何ら過失の無い顧客へ一方的に従前以上の負担を強いることになる。原則適用する時には、買付有価証券の即日引渡し、或いは売却代金の即日支払を原則実施すべきと考えるが、現状そのような環境にはない。 ③本決議の前提となった「誤発注の再発防止に向けた適切な受発注管理のあり方について（中間整理）」は、事後受入を原則としていると解釈される。すなわち、一定金額以上の場合に事前預託とすべきとし、その場合でも管理者の承認があれば事後受入を認めている。 ④本項が削除されない場合でも、上記①も踏まえ、事前預託に誤発注防止の効果があると考え協会員が「必要に応じ」事前預託の制度を検討すべきと考える。 ⑤尚、本件については、営業の業態も考慮すべきと考える。対面営業においては、注文受託時に取引の安全性を充分確保できる実態があり、また顧客は発注後、預り金が不足する等の場合に買付け代	今般、改めて本規定を入れたのは、上記のご質問でも回答のとおりです。 ご指摘のとおり、先に公表いたしました中間整理にも記載しておりますが、本規定は、必ずしも買付代金の全額の事前預託を強制しているものではなく、例えば、買付代金の一部を事後に受け入れることも可能と考えております。 ただし、このような場合には、あらかじめ預り金及び預り資産に対する一回の発注における一定の上限金額を設定したり、注文の概算金額に一定の上限を設けるなどの措置を講じること、また、当該上限金額を超える発注については、管理者等の承認を必要とするなどの措置を講じることでの対応が必要であると考えております。 また、やむを得ない事由により、売付有価証券の受け入れが事後になるような場合は、数量の多寡に関わらず、管理者等の事前承認を必要とするなどの措置を講じることなどによる対応が誤発注を未然に防止、また、万が一誤発注が発生したときの被害の拡大を防止するものと考えております。 なお、売却株券につきましては、「偽造株券等の早期発見及び未然防止の対応に関する指針」に基づいた対応も必要となります。 つきましては、本規定の趣旨を十分にご理解の上、事前預託に努めていただきますようお願いいたします。

項番	意 見	考 え 方
	金を振込み等によって入金してくる慣行が定着している。そうした事態において、事前預託を原則とすることは、顧客に対する利便性を大きく損なうことになることを考慮いただきたい。	
3	最小限の人員を以って営業している中小証券にとっては、人的対応が難しい。どの程度の人員配置、資格はどういったものが必要なのか明確な基準を策定して頂きたい。 当社の各店舗には、事務担当(兼責任者)を兼務する内部管理責任者及びパート・派遣社員しかいない為、部店毎に発注制限の解除を行う管理者の適任者がおらず、中小証券では現状の人員での対応が難しく、権限を委任すべき人員も存在しない。	今般、協会員における誤発注の未然防止の観点から、一定の受発注業務における確認作業などを実施するなどによる注文管理体制の整備を構築していただくこととしておりますが、一方で当該業務が適切に履行されるには、関係役職員に対する人員配置のあり方及び当該役職員への研修の実施など、適切に社内規則が運用される基盤の整備を図ることが必要であると考えております。また、それに加え、当該業務が適切に履行されているかの定期的な確認・検査は不可欠であり、各社における社内管理体制の一環として実施される必要があると考えます。 ただし、これらの対応は、各社における業容や人的資源の規模等によって対応が異なることから、一律に基準を定めることは望ましくなく、各社における実体に即した形で実施されることが必要であると考えております。 なお、仮に部店ごとに発注制限の解除を行う管理者等の適任者がいないのであれば、取引所市場への発注については、必ず本店等を通じて行うなどの対応を取っていただくことが誤発注の防止の観点から必要と考えます。
4	現状では、諸々のシステム対応が難しく、来年早々に切替予定のシステム導入まで、猶予期間も設けて欲しい。システム対応が整わなければ、承認権限を持つ人員を配置しても無意味になってしまう。 当社は、各取引所の非会員である為、注文取次母店のシステムに依存しておりシステム対応が難しい。	理事会決議の施行日につきましては、各社におけるシステム対応及び社内体制の整備に係る準備期間を考慮し、理事会決議の公表後一定の猶予期間経過後、具体的には10月1日に施行する予定です。 なお、仮にシステム対応が施行日までに間に合わないとしても、システム対応が整うまでの間は、代替する方策等により、誤発注を未然に防止する体制を構築していただく必要があります。
5	注文の受発注業務に携わる役職員の「業務適性の確認」の意味するところが不明確。 当社はディーリング業務を行っていない為、注文の受発注業務に	注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性としては、例えば、証券取引法その他の法令・諸規則等並びに注文受発注に係るシステム操作等について必要な知識を有していることなどが期待されます。これ

項番	意 見	考 え 方
	携わる役職員は、営業員(歩合外務員含む)に限られる。発注の業務適性に問題ありとなると、人員の再配置等は考えられない為、解雇・契約打ち切りの問題が発生する。何故なら「適性」に関しては、教育・研修では解決しないものと思われる。	ら注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性に必要とされる知識については、日頃の教育、研修等により十分身につけることが可能と考えられます。
6	協会員が社内規則で制定し、制御する発注制限について、発注を不可とする限度は「発行済株式数基準」又は「売買代金基準」のいずれでも可能とすることを明確化していただきたい。 例えば、売買代金基準での設定を行った場合、設定の水準によっては、証券取引所の上場株式数の基準を超える制限となる場合があるが、自社で設定する基準は、証券取引所が設けるハードリミットの範囲内でなければならないのか。	理事会決議において規定しております各社にて設定する注文の発注制限につきましては、その具体的な制限（売買代金ベース、上場株式数ベース等）については、各社で設定していただくことで結構です。また、その水準についても、自社におけるリスク許容度等、協会員において適切と認められる基準で設定していただくことになります。
7	協会員が顧客より前受けとして預る残高の範囲内で執行する買い注文等については注文の発注制限の適用除外とすることは可能か。 インターネット証券では、顧客からの預り資産の範囲内であるにも係わらず、その注文が誤りであるのか真正のものであるのか取引の事前に確認することは困難である。しかも、真正の注文である場合に顧客の取引機会を一時的にせよ停止させることは健全な形態であると考えにくい。	注文の発注制限は、あらかじめ大規模な誤発注を市場仲介者である証券会社において未然に防止し、その被害の拡大を防ぐことを目的としております。そのため、顧客の預り資産等の範囲内での注文であったとしても、顧客が発注間違いを行っている可能性も考えられ、万が一、顧客が発注間違いを行っていた場合には、顧客の資産を大きく毀損させてしまうおそれがあります。そのため、例えば、発注制限を顧客の預り資産の範囲内とするだけでなく、あわせて一定のハードリミットを設定するなど、顧客の発注間違い等にも考慮した対応が望まれると考えております。
8	注文の発注制限（ハードリミット、ソフトリミットともに）は、各社において上限設定を定めることになっているが、証券業協会としてもガイドラインは提示されるのか。 また、同様に、「自社の耐えうるリスク度合い」についてもガイドラインが示されるのでしょうか。	上記6のご質問の回答のとおり、ハードリミット及びソフトリミットの水準につきましては、万一、誤発注が発生した場合において、自社においてとりうるリスク許容度等を勘案し、適切と判断される水準を設定いただく必要があり、リスク許容度及びその水準については各社異なるものであり、本協会から一律的な方針をお示しする性格のものではありません。
9	理事会決議2.（5）「管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認」において、管理者は「～確認のうえ、～承認を行うものとする」とされている。	ご指摘のとおり、理事会決議上は、管理者等による個々の承認記録の保存までを求めているところではありません。 本規定の趣旨は、管理者等による発注制限の解除の承認について、

項番	意 見	考 え 方
	一方、理事会決議３．「システム対応」において、「～上記２．の内容について～必要なシステム対応を行うものとする」とあるが、本理事会決議は、注文管理体制の整備を図ることを目的とするものであり、証券会社において注文内容の確認や注文の発注制限、また管理者等の設置等に関し必要な社内管理体制並びに運営が行われていれば、管理者等による発注制限の解除の承認自体についてシステムの的なものを含め、記録を残す必要はないと考えてよい。	管理者等による承認を促すシステム等の一連の業務体制を確立することを求めているものです。
10	理事会決議２．（４）注文の発注制限について、本条項の制限が、各社の発注システムにおける制限の設定であることを確認したい。本条項が、会社として発注を禁止するのか、システムの設定上発注不可とするのかが不明である。	本規定は「取引所有価証券市場への一の発注」と規定しているとおり、１回の発注に際して会社として上限を設定し、これを超える注文は発注できないようシステム対応を行うことを求めるものです。

注）ハードリミットとは、一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限をいう。

ソフトリミットとは、一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限をいう。

以 上